

地域資源を活かした高付加価値旅行層向け旅行商品造成委託業務 仕 様 書

1 委託業務名

地域資源を活かした高付加価値旅行層向け旅行商品造成委託業務

2 業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 趣旨・目的

2025年に大阪で開催される日本国際博覧会（以下、「万博」という）を訪れる高付加価値旅行層をターゲットに、兵庫県ならではの地域の特色を活かしたプレミアムな旅行商品を造成し、兵庫県への誘客を促進する。

4 ターゲット

高付加価値旅行層

- ・ 着地消費額 100 万円以上／人
 - ・ 知的好奇心や探究心が強く、旅行による様々な体験を通じて地域の伝統・文化、自然等に触れることで、自身の知識を深め、インスピレーションを得られることを重視する層
- （観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」令和4年5月より）

5 業務の内容

（1）旅行商品の造成

万博に来場するインバウンド高付加価値旅行層に響く、特別感のある、兵庫県ならではの地域の特色を活かしたプレミアムな旅行商品を造成すること。

- ① 造成数：2本
- ② 対象地域：兵庫県の但馬地域及び丹波地域で各1本。
- ③ ターゲットの特性を踏まえ、「歴史・文化」「自然」「食」など、地域ならではの資源を活用し、SDGsを意識した商品とすること。
- ④ 造成するコンテンツは、公益社団法人ひょうご観光本部（以下、「観光本部」という）が作成した観光コンテンツ集「Re-DiscoverHyogo」の掲載コンテンツ及び兵庫デスティネーションキャンペーンで造成されたコンテンツを参考に、現地視察を実施する等、ターゲットのニーズに沿った内容となるよう十分に調査し、今回のターゲットに向けて、将来的にも持続可能な販売を意識した内容とすること。
- ⑤ 旅行商品は1泊2日を想定する。
- ⑥ 地域や観光事業者等と連携し、受け入れ体制を整備すること。

(2) ファムトリップの実施

インバウンド富裕層をターゲットとする旅行会社を招聘し、(1)で造成した旅行商品のファムトリップを実施すること。

- ① 対象者：富裕層旅行専門(※)の担当者 計3社以上

※ 富裕層コンソーシアム加盟の旅行会社など

- ② 催行回数：1回以上

- ③ 催行時期：令和4年11月頃

- ④ ファムトリップの企画、ファムトリップ当日の進行・管理・運営、参加する旅行会社の募集・選定・プロフィールの作成とりまとめ・リストの作成、訪問先となる観光関連事業者との調整等、ファムトリップを円滑に進めるための一切の手配及び運営を行うこと。

- ⑤ 全体管理及び実施記録(視察内容、写真画像含む。)の作成を行うこと。

- ⑥ 留意事項

- ・ 招聘実施にあたり、国内移動、兵庫県内移動、宿泊、飲食、観光入場・体験、添乗員、資料準備、飲料水等、必要な一切の準備を行うこと。
- ・ 観光本部の職員(2～3名)の同行にかかる手配を行うこと(同行にかかる経費は委託費に含めない。)
- ・ 被招聘者全員に対するアンケートを実施し、集計・分析を行うこと。なお、設問の内容については、観光本部と十分に協議した上で決定すること。
- ・ ファムトリップ終了後、被招聘者に随時連絡を取り、販売状況について、把握を行うこと。
- ・ ファムトリップ中の様子を撮影し、今後造成した旅行商品のプロモーションに使用できる写真データを納入すること。
- ・ ファムトリップ期間中における怪我・事故等に対応する保険に加入するなど、被招聘者の安全確保につき対応すること。その上で、行程中に生じる怪我や物損等についての被招聘者の個人責任の範囲について、被招聘者に対しあらかじめ説明し、同意を得ておくこと。

(3) 旅行商品の販売・支援

- ① 招聘旅行会社の意見等をもとに磨き上げを行い、タリフを作成すること。

- ② 造成した旅行商品のPR資料を作成し、WEBサイト等も活用し、効果的な発信・セールスを行うこと。

- ③ 旅行商品の販売実績の報告方法について、提案を行うこと。

- ④ 万博に来場する国内の旅行者向けに対する販売方法についても提案すること。

6 成果物の提出

(1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、業務の実施期間、実施した業務の一覧等を記載した「事業完了報告書」を観光本部に提出しなければならない。

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階)

(3) 提出期限

令和5年3月31日(金)午後5時00分

7 委託料の上限額

委託料の上限額は、4,500千円(消費税及び地方消費税を含む)とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

8 留意事項等

- (1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。また、本事業を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと。
- (3) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 委託契約の締結
 - ① 契約に関する事務は委託者で行う。
 - ② 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
 - ③ 契約条項は、委託者において示す。
 - ④ 契約の相手方となる事業者は、契約金額が2,000千円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (6) 契約の解除
 - ① 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
 - ② 上記①により契約を解除した場合、観光本部は損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (7) 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで

支払う。

(8) 受託者は、委託者が提供する画像を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きをおこなうこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること

(9) 本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に双方協議のうえ決定する。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

(10) 受託者は、本業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。

(11) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。